

コロナ疑い患者への 250 点、コロナ陽性患者(ハイリスク・電話等診療)への 147 点は、11月以降は要件が強化されました

10月26日付で「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その79)」が発出され、10月31日まで算定が認められていた新型コロナ疑い患者に(対面診療)に対する「二類感染症患者入院診療加算(250点)」と、新型コロナ陽性で重症化リスクの高い患者(電話等診療)に対する「電話等による診療」(147点)について、来年3月末までの取扱いが示されました。11月以降に算定する場合は、要件が強化されましたので、ご注意ください。

以下に「その79」の内容(質問を一部改変)を掲載していますので、ご確認ください。

問1 新型コロナ疑い患者に対して対面診療を行った場合に算定する二類感染症患者入院診療加算(250点)に関して、令和4年11月1日以降の取扱いについてどのように考えれば良いか。

(答)「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合であって、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があるときに、当該保険医療機関が以下のいずれかに該当する場合に限り、令和5年2月28日までの間は、引き続き、当該加算を算定することができる。

なお、以下のいずれかに該当することとなった日の属する週の初日(月曜日)から、当該加算を算定することができる。

- ① 令和4年10月13日以降に、新たに、診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関である場合。
- ② 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間が、令和4年10月13日時点の公表時間と比べ、一週間あたり30分以上拡充している場合。
- ③ 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降に、新たに、診療対象患者について、過去に通院歴の無い患者にも拡充している場合。
- ④ 令和4年10月31日以前から診療・検査医療機関として都道府県から指定され、その旨が公表されていた保険医療機関であって、令和4年11月1日以降、診療・検査対応時間を1週間に8枠以上確保している場合。

なお、「1週間に8枠以上」とは、各日の診療・検査対応時間を午前・午後の半日につき1枠とした際に、1週間あたりの診療・検査対応時間が合計8枠以上に該当することをいう。

問2 問1の二類感染症患者入院診療加算（250点）について、令和5年3月1日以降はどのような取扱いになるのか。

（答） 問1において、「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合であって、患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があるときに、当該保険医療機関が問1①から④までに該当する場合においては、令和5年3月31日までの間は、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の3に掲げる電話や情報通信機器による療養上の管理に係る点数（147点）を算定できる。

この場合において、「問1①から④までに該当する場合」とは、問1①から④まで中、「令和4年11月1日」とあるのは「令和5年3月1日」と、「令和4年10月31日」とあるのは「令和5年2月28日」と読み替えた場合にそのいずれかに該当する場合を含むものとする。

問3 新型コロナ陽性で重症化リスクの高い患者（電話等診療）に対する「電話等による診療」（147点）に関して、令和4年11月1日以降の取扱いについてどのように考えれば良いか。

（答） 従前の当該加算の算定要件を満たしていることに加え、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行うことが可能である旨を自院や自治体のホームページ等で公表しており、かつ、季節性インフルエンザに対応する体制を有している保険医療機関であって、以下のいずれかに該当する場合に限り、令和5年3月31日までの間は、一連の診療において初回の電話等診療に限り、当該加算を算定することができる。

- ① 令和4年11月1日以降、12月31日までに、新たに、電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を開始した保険医療機関である場合。
 - ② 令和4年10月31日以前から電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行っていた保険医療機関であって「1週間に8枠以上 かつ 当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間又は土曜日若しくは休日の3時間以上」電話や情報通信機器を用いた新型コロナウイルス感染症の診療を行うことが可能な体制を有している場合。
- なお、「1週間に8枠以上」とは、問1④と同様である。

※協会ホームページに資料を掲載していますのでご参照ください。

【 <https://aichi-hkn.jp/news/12675> 】

愛知県保険医協会
（名古屋市昭和区妙見町 19-2、電話：052-832-1347）